

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況 (平成22年度)

法人名	自動車安全運転センター	根拠法令名	自動車安全運転センター法	(平成15年10月1日民間法人化)		
1. 法人の概要	業務の概要					
	<p>《目的》 道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資すること。</p> <p>《事業》 ① 自動車の運転に関する研修の実施 ② 運転免許を受けていない者に対する交通安全に関する研修の実施 ③ 運転免許停止処分直前の者に対する累積点数の通知 ④ 運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経歴に係る資料の提供 ⑤ 交通事故に関する資料の提供 ⑥ 交通事故の防止等に関する調査研究</p>					
	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員	
	常勤	1人	4人	1人	435人	
	非常勤	人	4人	人	人	
2. 事業 (1) 運営費、補助金等	平成22年度	平成21年度	21年度比又は21年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)		
	(A)	(B)				
	総収入額	65.4億円	70.1億円	93.3	① 補助事業に係る費用の削減等 業務の合理化等による業務費用の削減等を図っている。  ② 自主事業による自己収入の拡大等 安全運転研修業務については、民間の発想、手法を採り入れ、機動的な運営に努めている。  ③ その他 役職員の給与等の削減を行っている。	
	補助金等収入額 (①)	0.50億円	0.59億円	84.7		
	事業による自己収入額 (②)	60.6億円	65.0億円	93.2		
	①/②×100 (%)	0.8%	0.9%	88.0		
	経常的運営費用 (③)	62.5億円	64.0億円	97.7		
①/③×100 (%)	1.2%	0.9%	133.3			
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		(有)・無			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由		(理由) (事務・事業名) 通知業務、運転経歴証明業務、交通事故証明業務 (理由) これらの業務は、交通違反歴、交通事故歴等、警察が違反・事故の捜査過程で得た個人にとって極めて不利益となる秘匿性の高い個人情報を取り扱うという特性を有するものであり、複数の民間事業者の参入を認めて競争原理を働かせるにはなじまないものであること等から。			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由		(理由) 民間法人化後、安全運転研修業務がセンターの中核業務として位置付けられている。			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)		(有)・無 (内容) センターの主たる業務である安全運転研修業務 (一般・企業運転者に対する研修) について、社会的ニーズや他の民間事業者における継続的実施の可能性を踏まえつつ、改廃を含めた見直しを行い、実態上独占とならないようにしている。			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)		(有)・無 (内容) 手数料の額は、実費を勘案した上で国家公安委員会の承認を受ける必要がある。			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容		(内容) なし			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)		(有)・無 (内容) なし			
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有・無		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有・無	
	名称 (法令等に基づく検定等には※)	対価の額		算定根拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)		
	○安全運転研修業務 ○運転経歴証明業務 ○交通事故証明業務	別紙参照 630円 540円		(決定者) 自動車安全運転センター (決定方法) 国家公安委員会の承認を受けてセンターが定める。		
	対価を徴収する事務・事業の区分 経理の有無	有・無		収支状況のインターネットでの公表	有・無	
	対価を伴う自主事業の有無	有・無		法人における純利益額	281百万円	
(5) 検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容				規定方法	
	なし					
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	有・無		法人の外注金額	19百万円	
	外注しなければならない理由	調査研究業務については、外部に委託した方が費用対効果の観点から効率的であるところもあり、一部を外注している。				
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有)・無 (内容) 入札により透明性を確保している。				
(7) 事務・事業の公正性の担保	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容 (なければその理由)		(有)・無 (内容) センター法等に基づいた業務を実施しており、警察庁による指導・監督が定期的に行われている。			

措置	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容（なければその理由）		(有・無) (内容) センター法において秘密保持義務（法27条）及びみなす公務員規定（法28条）が設けられているほか、役職員倫理規定を定めるなどしている。		
3. 機関	役員選任規程の有無		<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無		左の規程がない場合、その理由
(1) 役員(除 監査役員)	役員の定数		理事長 1人 理事 10人以内		上限と下限の幅がある場合はその幅
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		役員は、評議員会の議決を得て、理事会において選任し、またその選任は、国家公安委員会の認可を受けなければその効力を生じない。		
	役員の任期		2年		2年以外の任期としている場合、その年数、理由 (年数) (理由)
	在任年齢に関する規定の有無		<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無		規定の内容 常勤 理事長満70歳、役員満65歳 非常勤 新任満75歳、再任満80歳
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職 常勤・非常勤
	理事長	○小林 武仁	平成18年9月1日	警察庁警備局長	常勤
	理事	○中林 英二	平成19年3月1日	警察庁中国管区警察局長	常勤
	理事	○東尾 正	平成18年10月1日	財団法人建設安全常務理事	常勤
	理事	○石川 博敏	平成22年7月24日	科学警察研究所交通科学部長	常勤
	理事	○小林 道男	平成16年10月1日	警察庁関東管区警察総務部長	常勤
	理事	○安西 愈	平成17年5月1日	弁護士(現職)	非常勤
	理事	○小口 泰平	平成17年11月1日	芝浦工業大学名誉学長(現職)	非常勤
	理事	○鈴木 春男	平成17年5月1日	自由学園最高学部長(現職)	非常勤
	理事	○山本 徳治郎	平成17年11月1日	(株)山本海産物産新社長(現職)	非常勤
	特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由		同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由		
	役員報酬の支給基準の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	一般への閲覧提供	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	インターネットによる公表 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
	役員報酬の支給基準の内容		役員会の退職金の決定方法		
	本給月額：理事長917,000円 理事774,000円 特別調整手当：本給×0.18(中央研修所担当は0.06) 通勤手当：国家公務員に準じ支給 特別手当：{(本給月額+特別調整手当月額)+(本給月額×0.25)+(本給月額+特別調整手当月額)×0.2}×支給割合 ※支給割合：年2.95か月		退職手当：退職日における本給月額×在職期間(月数)×12.5/100×業績勘案率 ※業績勘案率：0.0~2.0		
	役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件	
	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。(書面表決による出席可)		理事会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。	
(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無		<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無		選任規程がない場合、その理由
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		役員は、評議員会の議決を得て、理事会において選任し、またその選任は、国家公安委員会の認可を受けなければその効力を生じない。		
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由		監査役員が理事を兼ねている場合、その理由		
	監査役員の任期		2年		2年以外の任期としている場合、その年数、理由 (年数) (理由)
	在任年齢に関する規定の有無		<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無		規定の内容 常勤 理事長満70歳、役員満65歳 非常勤 新任満75歳、再任満80歳
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職 常勤・非常勤
	監事	○小林 栄	平成19年7月7日	ガソリン工業(株)東京支社副支社長	日本自動車輸入組合常務理事 常勤
	監査役員報酬の支給基準の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	一般への閲覧提供	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	インターネットによる公表の有無 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
	監査役員報酬の支給基準の内容		監査役員の退職金の決定方法		
	本給月額：701,000円 特別調整手当：本給×0.18 通勤手当：国家公務員に準じ支給 特別手当：{(本給月額+特別調整手当月額)+(本給月額×0.25)+(本給月額+特別調整手当月額)×0.2}×支給割合 ※支給割合：年2.95か月		退職手当：退職日における本給月額×在職期間(月数)×12.5/100×業績勘案率 ※業績勘案率：0.0~2.0		
(3) 社団的 性格の法人 の総会等	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容		
	(有・無) (内容)		(有・無) (内容)		
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容(ない場合は、その理由)				
(4) 評議員 会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容		
	評議員会において前年度の実績について審議している。		(有・無) (内容) 評議員は、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者のうちから、国家公安委員会の認可を受けて、理事長が任命する。		

	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	有・無	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数/評議員会等の構成員数×100)			
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由					
	評議員選任規程の有無	有・無	左の規程がない場合、その理由			
	評議員定数	20人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅			
	評議員任期	2年 再任の規定有り	2年以外の任期としている場合、その年数、理由			
	在任年齢に関する規定の有無	有・無	規定の内容	新任満75歳、再任満80歳		
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由					
	(比率) (理由)					
	評議員会規程	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件		
	有・無	評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立する。(書面表決による出席可)		評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。		
4. 財務及び会計	企業会計原則の適用の有無	有・無	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名			
	(1) 会計基準の適用	余裕金(財産)の額及び具体的な運用方法		(余裕金の額) 19.7億円 (運用方法) 国債等		
	(2) 余裕金の運用	長期借入金の有無	有・無	長期借入金の返済計画の有無	有・無	
	(3) 長期借入金	長期借入金の確実な返済計画の内容				
	(4) 引当金・特別法上の引当金	引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無(公表していない場合その理由)		
	(5) 公認会計士監査	1,701百万円		(有無) 有 (理由)		
		収支決算額	65.4億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無		有・無
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由					
5. 株式の保有等	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	有・無	公益法人、株式会社等への出資の有無		有・無	
	(1) 基金拠出又は出資	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無		財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無		
	(2) 事業報告書への記載状況	事業報告書への記載内容(未記載の場合その理由)	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの	
		名称				
		所在地				
		資本金				
		事業内容				
		役員の状況				
		従業員数				
		持ち株比率				
	法人との関係					
6. 情報公開	(1) 法人における業務及び財務等に関する公表	法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無		同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
		定款	有・無	有・無	有・無	
		役員名簿	有・無	有・無	有・無	
		組合員等名簿	有・無	有・無	有・無	該当なし
		事業報告書・附属説明書類	有・無	有・無	有・無	
		損益計算書又は収支計算書	有・無	有・無	有・無	
		貸借対照表	有・無	有・無	有・無	

	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有・無	有・無	有・無	
	監事の意見書	有・無	有・無	有・無	
	事業計画書	有・無	有・無	有・無	
	収支予算書	有・無	有・無	有・無	
(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表	所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の有無		無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
	定款	有・無		有・無	
	役員名簿	有・無		有・無	
	組員等名簿	有・無	該当なし	有・無	該当なし
	事業報告書・附属説明書類	有・無		有・無	
	損益計算書又は収支計算書	有・無		有・無	
	貸借対照表	有・無		有・無	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有・無		有・無	
	監事の意見書	有・無		有・無	
	事業計画書	有・無		有・無	
	収支予算書	有・無		有・無	
	所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無		公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能にする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）
	名称	有・無		有・無	
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	有・無		有・無	
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有・無		有・無	
	設立年月日	有・無		有・無	
代表者の職名及び氏名	有・無		有・無		
主な目的及び事業	有・無		有・無		
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料		有・無		
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令		有・無		
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合		有・無		
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無		有・無		
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由	
	役職、氏名、就任年月日、履歴				
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無		有・無		
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由	
			該当する子会社なし		
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等 (1) 指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有・無	指導監督の実績及びその主な内容	2-(4)平成16年度分から区分経理を実施すること。 →平成16年度において区分経理を実施し、基準に適合。 3-(1)特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超となっていることから、指導監督基準に基づき、措置期限までに適切な措置を講じること。 →平成17年度から基準に適合。 4-(5)平成16年度分から公認会計士監査を実施すること。 →平成16年度分において公認会計士監査を実施し、基準に適合。 ただし書きには該当しない。	
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有・無			
	基準7(1)のただし書き該当法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	有・無	指導監督の実績及びその内容		

	基準7(1)のた しに該当法 対する法人 特性を踏ま 指導監督の 及び結果の 有無	有・無						
(2)所管法人 の事務事業 の見直し	所管官庁による 法人の事務・事業 の見直しの有無	有・無	無い場合、その理由	1 安全運転研修施設の管理等について、平成17年度から一般競争入札を導入した。 2 研修業務（一般・企業運転者課程）について、「行政改革の重要方針等を踏まえた安全運転中央研修所業務見直し検討委員会」の提言を受け、平成19年度から段階的に縮小・廃止することとした。 3 運転経歴証明業務、交通事故証明業務について、平成22年4月から手数料の1割引下げを行った。				
	当該見直し結果 の公表の有無	有・無	無い場合、その理由	1 一般競争入札の導入に際して公表を行った。 2 一般・企業運転者課程の見直し結果については、平成18年度に公表した。 3 センターを通じて、運転経歴証明業務、交通事故証明業務の手数料引下げに関する広報を行った。				
	法令の規定に基 づく検査関連事 業による自己確 認への移行の可 能性の有無	有・無	無い場合、その理由	該当なし				
	政策を 活用し、3年 を目途に全 般的な見 直し	事務・事業自体の必要性	有・無	有・無	法律の改廃を 含めた所要の 措置の実施の 有無	有・無	所要の措置の 結果の公表の 有無	有・無
		事務・事業を当該法人に行 わせることの必要性(特に 事務・事業の一部を外注し ている場合、その事務・事 業をなぜ当該法人が行わ なければならないか)	有・無	有・無		有・無		
法人が制度的に独占とな る事務・事業を行っている 場合、制度的独占の継続の 必要性		有・無	有・無	有・無				
法令の規程に基づく検査 関連制度の場合、手続の簡 素化、事業者による自己確 認への移行の可能性		有・無	有・無	有・無				
その他		有・無	有・無	有・無				
主務大臣として、指導監督上留意している事項（国会、マスコミ等での指摘事項）								